

平成30年7月豪雨について

7月の「平成30年7月豪雨」では各地で河川の氾濫や土砂崩れ、住宅の浸水等により甚大な被害が発生し、県内で61名のもの尊い命が奪われました。和気町では、雨は5日から8日にかけて降り続き、降り始めからの総雨量は278mmを記録しました。吉井川や金剛川の水位観測所では氾濫危険水位を超え、町内全域に土砂災害警戒情報が発表されるとともに、避難勧告が発令され、300人を超える方が避難所へ避難されました。

犠牲になられました方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

和気町長 卓 加信義

被害状況について

■人的被害

死者・行方不明者	重傷	軽傷
0	0	0



■住家被害

全壊	大規模半壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
0	1	17	2	6	30
	田賀	塩田	日笠上、塩田	田原下、米沢、佐伯、父井原、塩田	働、父井原、大田原、加三方、和気、矢田、原、岩戸、米沢、塩田、佐伯、奥塩田、苦木



■非住家被害(倉庫・車庫など)

全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
2	3	2	7	22
田土、北山方	塩田	原、田賀	田原下、米沢、佐伯	大田原、米沢、駅前、佐伯、益原、岩戸、和気、田土、曾根、塩田、田原下、奥塩田

災害救助法

和気町では、8月31日に「災害救助法」の適用となりました。災害救助法とは、市町村が負担した避難所の運営や食料の提供、住宅の応急修理などの費用が、国と県によって補助されるものです。岡山県内では、21市町村が適用となっています。

7月豪雨に対する手続き・問合せ先

用件	担当課	電話番号
り災証明に関する事	危機管理室	(93) 1123
	税 務 課	(93) 1122
災害でのごみの廃棄に関する事	生活環境課	(93) 3682
災害復旧支援に関する事	都市建設課	(93) 1127
災害支援金・見舞金に関する事	健康福祉課	(93) 3681
災害ボランティア派遣に関する事	危機管理室	(93) 1123
車両通行証明書の発行に関する事		